

令和 8 年 6 月

ご入居者  
ご家族 各位

社会福祉法人晋栄福社会  
神戸垂水ちどり

## 各種証書のご提示について

### ○後期高齢者医療資格確認書

有効期限は令和 8 年 7 月 31 日となっております。

つきましては、新たに交付される保険者証または資格確認書を、令和 8 年 8 月 31 日までに神戸垂水ちどり事務所へご提示くださいますようお願い申し上げます。

また、住所変更があった場合も、確認のため必ずご提示をお願いいたします。

なお、マイナ保険証をご利用の方につきましては、資格確認書の発行を市区町村へご依頼いただき、同様にご提出をお願いいたします。

### ○高齢障害者医療費受給者証

有効期限が令和 8 年 6 月 30 日となっております。

つきましては、新たに交付される受給者証を、令和 8 年 6 月 30 日までに神戸垂水ちどり事務所へご提示くださいますようお願い申し上げます。

### ○介護負担割合証

有効期限が令和 8 年 7 月 31 日となっております。

つきましては、新たに交付される介護負担割合証を、令和 8 年 8 月 31 日までに神戸垂水ちどり事務所へご提示くださいますようお願い申し上げます。

### ○介護保険負担限度額認定証

ご本人様の 介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和 8 年 7 月 31 日となっております。

8 月以降も引き続き減免を受けていただくためには、認定証の更新申請が必ず必要となります。

更新に必要な書類は、住所地の市区町村より 6 月末頃に郵送される予定です。

つきましては、7 月中に更新申請を行っていただき、新しい認定証が交付されましたら、令和 8 年 8 月 31 日までに神戸垂水ちどり事務所へご提示くださいますようお願い申し上げます。

なお、更新申請をされなかった場合は、令和 8 年 8 月分より居室代・食費の減免が適用されなくなります。

※特養、ケアハウスのご入居者については、原則「原本」をお預かりします。

※デイサービス、ショートステイをご利用の方は、神戸垂水ちどりをご利用の際に原本のコピーを提出して頂くようお願い致します。

お問い合わせ先  
神戸垂水ちどり 相談部  
〒655-0016  
神戸市垂水区高丸 6 丁目 7 番 2 号  
TEL (078)786-3755